

対象となる人は？

75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の人、全員が対象の制度です。



保険証が変わります！

後期高齢者医療制度の保険証が一人に1枚交付されます。



保険料の額や自己負担は？

保険料の額は、広域連合で決め、県内均一の保険料となります。所得の低い方は、世帯の所得水準にあわせて軽減されます。

給付や自己負担は老人保健と変わりません。



全員が保険料を納めます

被保険者全員が所得などに応じて決められる保険料を町へ納めます。原則として年金から天引きされます。



全員が保険料を納めます

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が所得などに応じて決められる保険料をお住まいの市町村へ納めます。原則として介護保険と同様に、年金から天引きされます。

保険料の額は、広域連合で決め、県内均一の保険料となります。保険料は、被保険者1人当たりいくらかと決められる「均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。所得の低い方は、保険料の均等割額が世帯の所得水準にあわせて、7割、5割、2割軽減されます。

また、健康保険や共済組合の被扶養者だった方については、後期高齢者医療制度の資格を得た日のある月から2年間、保険料の均等割額が5割軽減されます。

おことわり

この広報は、国が示す資料などに基づき説明してまいりますので、今後変更されることもあります。

※後期高齢者医療制度についてのお問い合わせは、

岩美町住民生活課 住民係

☎73-11415

鳥取県後期高齢者医療広域連合

☎(0858) 32-11097